

広島県告示第五十四号

広島県北部建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量、GNSS測量機による水準測量）

二 作業期間

令和五年八月十五日から令和六年三月二十九日まで

三 作業地域

庄原市東城町三坂